

消費者契約 トラブル110番

電話番号 **028-678-8000**

実施日時 **2025 年 12 月 19 日（金）**

午前 10 時～午後 4 時

消費者契約トラブル 110 番について

- * 身の回りで経験した消費者被害について、とちぎ消費者リンクの担当弁護士がお話を伺います。
- * 事業者との間に立った斡旋は行いません。* 被害の情報は、下記の電話・メール・Fax でいつでも受け付けます

契約について、このような困りごとはありませんか？ 電話でお話を伺います。

歯のセルフホワイトニング

サイトを見て無料体験を申込んだ。担当者から説明を聞いて施術を受けた。「今日だけキャンペーン価格」と契約を勧められ契約したが、解約したい。

太陽光パネルの点検

「太陽光パネルの点検が義務化された」と突然業者が訪ねて来た。言われるがまま 30 万円の契約をした。事業者の説明が本当か不安だ。

定期購入だったとは気づかなかった

SNS で「定期縛りなし」のサブリの広告を見つけた。1 回限りでお得に試せたら、数日後、2 回目が届いた。「解約するまで続く定期購入」だったとは気づかなかった。

「+」から始まる電話番号

「+」から始まる番号から電話があり、応答したところ、自動音声ガイダンスで「まもなく送電が止まります」といった内容が流れた。続けて「確認したい場合は 1 番を押してください」と流れたので 1 を押したところ、男性が応答して「まもなく電気が止まる」と言った。名前と年齢を聞かれたので、答えたら電話が切れた。契約している電力会社に確認したほうがよいか…。

エアコンクリーニング

広告に「エアコンクリーニング 5000 円」とあり、業者に依頼をした。翌日作業をしてもらい、きれいになった。作業終了後に換気扇等のクリーニングも勧められ断り切れずに約 20 万円の契約をした。高額なので契約を取り消したい。

主 催：適格消費者団体特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

問い合わせ：電話 /FAX 028-678-8000 E-mail:cont@tochigilink.org